

#水島朝穂 東京新聞への直言 #社会

新聞は提灯持ちになってないか 政治家の「言葉」に問題が多い今、問われる「覚悟」〈水島朝穂 東京新聞への直言〉

2026年9月30日 11時00分

有料会員限定記事

コメント 0

あとで読む



今夏の日本列島は豪雨や台風、線状降水帯に相次いで襲われ、「観測史上最大」という言葉が繰り返された。9月の東京新聞社説は、豪雨災害を何度も取り上げた。2日付「[北陸3県の大雨 被災農家を支援したい](#)」、4日付「[豪雨招く温暖化 千葉や北陸だけでない](#)」、11日付「[東海でも豪雨 日常から危機へ 瞬く間](#)」。中日新聞・北陸中日新聞を含む本紙が関連する報道圏が、相次いで大きな被害を受けたのだから、当然ともいえる。

◆政治指導者の言葉が聞こえてこない



冠水したアンダーパスで立ち往生する乗用車＝9月8日、名古屋市港区で（川添智史撮影）

なかでも11日付が、危機的な状況に至るまでの「猶予時間」の短さに注目したことは重要である。もはや「想定外」は例外ではなく、「観測史上」が次々と塗り替えられる時代に入った。しかし、災害に際して誰より先頭に立つべき政治指導者はというと、メディアに顔も見せなければ、言葉も聞こえてこない。西日本豪雨（2018年）の際も『[『危機』における指導者の言葉と所作](#)』について指摘したが、その後も[同様のことが繰り返されている](#)。

折しも7月、防災庁設置法が国会で成立した。年内には、災害予防から応急対策、復旧・復興までを一元的に担う防災庁が発足する。だが、組織を新設すれば危機対応が変わるわけではない。災害時に問われるのは、危機に際して誰が前面に立ち、何を語り、どう動くのかである。

◆気になる小泉防衛大臣の言葉の軽さ

さて他方で、高市政権になってからというもの、防衛省・自衛隊の鼻息が荒い。12月に閣議決定される「安保3文書」改定を先取りするかのように、予算獲得から新装備の要求、組織や階級名の変更まで、向かうところ敵なしの勢いである。[かつては自民党国防会でもそれなりの議論があった](#)が、ここ10年ほど、党内から慎重論が聞こえてくることはほとんどなくなった。そうしたなかで気になるのが、小泉進次郎防衛大臣の言葉の軽さである。

環境大臣時代の2019年9月、ニューヨークの国連本部で開かれた気候行動サミット関連会合後の記者会見で、気候変動対策は「楽しく、クールで、セクシーに」と発言して話題になったことが想起される。そして今年7月には、核を含む安全保障政策について「あらゆるタブーなく議論」を、と非核三原則見直しにもつながり得る発言をしている。さらに、今度は学校現場にも、「タブーなく」とばかりに踏み込む構えである。

[15日付「こちら特報部」](#)は、2026年版「子ども版防衛白書」ともいうべき『まるわかり！日本の防衛』を学校現場に配布する動きを伝えている。2024年版が構想された際には本欄などでも問題にし、2025年版は見送られたという経緯がある。それが高市政権の成立後、小泉大臣のもとで、2026年版を小中高校へ広く配布する方針が打ち出された。他紙で目立った報道がないなか、本紙がこの問題を追いつけていることは、注目されるべきであろう。



2026年版防衛白書を手にする小泉進次郎防衛相。「まるわかり！日本の防衛」の小中高への配布についても説明した＝8月4日、国会内で（木谷孝洋撮影）

◆教育内容への「不当な支配」にならないか

『まるわかり』について小泉大臣は8月4日の会見で、「将来を担う小中高生の皆さんにも防衛省・自衛隊やわが国の防衛の重要性について理解を深めてもらうべく公表した」と説明している。しかし、その内容にも、配布の方法にも問題は少なくない。

中国、北朝鮮、ロシアの3カ国を名指して、「日本の安全保障環境が厳しくなっている」と説明する構成について、東京新聞は「国際紛争を軍事的に解決することが当然のように描かれている」との批判を紹介している。また、「冊子の中に自

衛隊へのリクルートのような記載がある。一般に就職募集パンフレットなどを教育現場では配っていないので、子ども版の防衛白書だけ配るのは整合性がとれない」という県教委関係者の話も紹介している。

さらに重要なのは、防衛省が学校現場に直接働きかけることが、教育内容への「不当な支配」にならないかという問題である。

旧教育基本法10条の「不当な支配」は、戦前の国家による教育統制への反省から、行政権力による教育内容への不当な介入をも射程に入れていた。2006年改正の現行法16条は「この法律及び他の法律の定めるところにより」を加え、法律に基づく教育行政の権限を明確にした。しかし、だからといって同改正により、教育行政機関の行為がすべて「不当な支配」から除外されたわけではない。政府も、教育行政機関の行為が「不当な支配」に当たる場合があり得ることを認めている。

ならば、防衛省の『まるわかり！日本の防衛』が中国などを脅威として一面的に描き、それを防衛省主導で教育現場に持ち込むことは、教育の自主性・中立性との関係で「不当な支配」に当たり得ないのか。この問いを避けて通ることはできない。東京新聞が取材した県教育委員会の対応が分かっているのは、むしろ当然といえるだろう。

文科省は、副教材の採用や内容についても「通知」やガイドラインなどを通じて関与してきた。では、『まるわかり』については、文科省は独自の教育的見地からどのような検討を行ったのだろうか。最近では文科省が沖縄での平和教育の内容にまで踏み込み、教育基本法上の「政治的中立性」を問題にしていた。だが、15日付「こちら特報部」の「デスクメモ」はこう指摘する。「『政治的中立性』が問題視されるべきは、平和教育ではなく、こちらだろう」と。

◆桐生悠々を偲んで

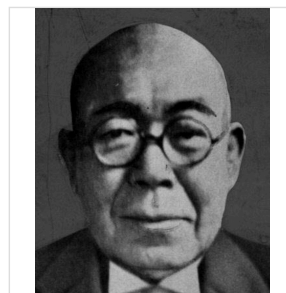
9月10日は桐生悠々の命日である。同日付社説のタイトルは「[覚悟なき言論への警鐘 桐生悠々を偲んで](#)」だった。悠々は、東京新聞を発行する中日新聞社の前身の「新愛知」や、信濃毎日新聞で活躍した。信毎主筆時代の評論「関東防空大演習を嗤（わら）ふ」（1933年）は、あまりにも有名である。

社説は、悠々が個人誌『他山の石』を発行して政権・軍部への批判を続け、発禁・削除処分を繰り返し受けたことを紹介する。そして、「国防充実と国民生活の安定は両立すべからざるもの」と喝破した悠々の言葉を、現在の防衛費激増や、物価高などに直面する国民生活と重ね合わせ、その今日的意味を問う。さらに、悠々の発言が新聞そのものにも向けられていたことを忘れてはいない。新聞は「政府の提灯（ちょうちん）を持っているだけ」と。悠々が亡くなって3カ月後、太平洋戦争が始まった。社説は、『『新しい戦前』とも言われる時代。再び破滅的な戦争に足を踏み入れないために何を訴えるべきか。悠々の書き残したものが、私たち後輩記者に言論の覚悟を問い掛けます』と書く。

問われているのは、その「覚悟」を、いまの報道のなかでどう主体的に引き受けるかであろう。



子ども版「防衛白書」の「まるわかり！日本の防衛」



桐生悠々（資料写真）



前回の「直言」で書いたことは…

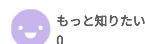
[異様な状況をどう脱するか 高市首相の言葉への危機感と憲法への怒り](#)

水島朝穂（みづしま あさほ） 1953年、東京都府中市生まれ。早稲田大名誉教授。憲法・法政策論。1997年から2011年までNHKラジオ第1放送「新聞を読んで」のレギュラーを務める。「憲法の動態的探究－『規範』の実証」（日本評論社）など著書多数。1997年からホームページ「[平和憲法のメッセージ](#)」を29年間更新中。

【関連記事】[専守防衛は形骸化するのか…安保法11年、小泉進次郎防衛相は「原潜も排除せず」と言い](#)

【関連記事】[神奈川県に対策を求めている家で女性死亡…台風25号で土砂崩れ 民有地の「崖対策」課題露わに](#)

Google検索で東京新聞をお気に入り登録



カテゴリーをフォローする

+ 水島朝穂 東京新聞への直言

+ 社会

